

逐条解説 公職選挙法（第百九十九条の三）

拔粧

(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)

第一百九十九条の三 公職の候補者又は公職の候補者となる者（公職にある者を含む。）がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対するいかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

本条は、公職の候補者等が属する会社その他の法人又は団体が、法第百九十九条の二の禁止規定の脱法行為として、特定の方法をもつて寄附することを禁止した規定である。すなわち、公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、その選挙区内にある者に對して、これらの者の氏名を表示し又はその氏名が類推されるような方法で寄附することは、寄附を受ける立場からみれば、公職の候補者等の行う寄附となんら変わりがないので、前条と同様の理由によつてこれを禁止することとしたものである。

なお、本条についても前条と同様、昭和五十年の法改正前は、「当該選挙に関する」する寄附のみが禁止されていていたが、昭和五十年の法改正により、選挙に関すると否とを問わず、寄附することが禁止されたものである。

一 「団体」とは、特定の目的のために多数人が結合したものをいうものであるが、本条においては法人は含まれない。

「会社その他の法人又は団体」には、地方公共団体は含まれないものと解する。一般的に、地方公共団体が「法人又は団体」に含まれるかどうかについては、各法律及び各条文の趣旨に沿つて判断するととなるが、地方公共団体は、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」（地自法二二二の二）こととなっており、また、地域住民の福祉の増進を目的として行われる地方公共団体の経費の支出については、それが憲法及びそれに基づく法律の規定に従つた手続により行われるものである以上、そもそも本条で法人又は団体の行為として違法の判断の対象とするのは適当ではなく、むしろ地方公共団体の行う寄附が「公益上必要がある場合において」行われているのかどうかについて、地方自治法上の問題として判断すべき性格のものであろう。なお、国についても、地方公共団体の場合と同様に考えられるので、「法人又は団体」に含まれないものと解する。

二 「いかなる名義をもつてするを問わず」とは、会社その他の法人又は団体の広告、宣伝その他のいかなる理由によつてもといふ意味である。「これらの者の氏名を表示し」とは、直接公職の候補者等の氏名を表示することである。例えば、候補者「甲山乙夫」が「丙川商事株式会社」の代表取締役社長である場合に、「丙川商事株式会社社長甲山乙夫」と表示することがこれにあたる。「氏名が類推されるような方法」とは、直接候補者等の氏名の表示がなくても、その会社その他の法人又は団体名を記載することによってその氏名が類推されるような場合に、その会社名等を記載することをいう。例えば、候補者「甲山乙夫」が代表取締役社長である会社の社名が「甲山商事株式会社」であるとした場合に、この社名を表示して寄附をした場合は、「これらの者の氏名が類推されるような方法」によつて寄附をしたこととなるものと解する。

三 政党その他の政治団体又はその支部に對して寄附することは認められているが、この場合、公職の候補者等が当該政党その他の政治団体又はその支部に所属していることは要しないものと考へる。

四 本条に関する具体例をあげると次のとおりである。

① 公職の候補者等が会長となつてゐる団体が、候補者等の氏名を表示した表彰状を授与することはできるが、候補者等の氏名を表示した記念品やカップを贈ることは本条の規定に違反する。なお、候補者等の氏名を表示しないで記念品やカップを贈ることは、氏名が類推されるような方法でない限り本条の規定に違反しない。

② 都道府県が知事名で記念品を贈ることは違法ではないが、知事の氏名を表示することは、本条の立法趣旨にかんがみ差し控えるのが適當である。

逐条解説 公職選挙法（第一一百四十九条の二条関係）抜粋

(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)
第二百四十九条の三 会社その他の法人又は団体が第百四十九条の三の規定に違反して当該選挙に関し寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

本条は、公職の候補者等の関係する会社等の名目をもつてする寄附の禁止に違反した者に対する处罚規定である。

一 公職の候補者又は公職の候補者となるうとする者（公職にある者を含む。）がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が法第百四十九条の三の規定に違反して寄附をすることにより本条の罪を構成する。法第百四十九条の三は、昭和五十年に改正され、選挙に関する「否」とを問わず規制されることになったが、昭和五十年の法改正前と同様、当該選挙に関して寄附をしたときに限り处罚される。

本罪の主体は会社その他の法人又は団体であるが、団体罚は科されることなく、当該会社等に違法行為があるときは、当該会社その他の法人又は団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者が处罚される。

役職員については前述したとおりであるが、「構成員」とは、団体を構成するすべての者を指し、例えば労働組合においては組合員をいう。

二 本条の構成要件は、選挙に関し、公職の候補者又は公職の候補者となるうとする者（公職にある者を含む。）がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が当該選挙区内にある者に対し「これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をする」とにより成立する。

要するに、名目は会社等の名称で寄附をすることによって法第二百四十九条の二の罪を免れる行為をしようとするものであり、たとえ表面は当該会社等の名称を冠するものであっても、それに添えて公職の候補者等の氏名を表示し又は公職の候補者等の氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止され、これが選挙に関し行われたときは本罪が成立する。

三 本条の罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処せられる。